第３１号議案

品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

　品川区道路占用料等徴収条例（昭和２８年品川区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

」

別表法第３２条第１項第１号に掲げる工作物の項中「９，３５０円」を「９，７４０円」に、「１４，３００円」を「１４，９００円」に、「１９，３００円」を「２０，１００円」に、「７，７２０円」を「８，６９０円」に、「１２，４００円」を「１３，９００円」に、「１７，０００円」を「１９，１００円」に、

「８３０円」を「８６０円」に、「８３円」を「８６円」に、

「

「

|  |
| --- |
| ５０円 |

|  |
| --- |
| ５２円 |

」

」

に、「８，１８０円」

を

を「８，５２０円」に、「５，０１０円」を「５，２１０円」に、「１６，７００円」を「１７，３００円」に、「２３，４００円」を「２４，６００円」に改め、同表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の項中「１９０円」を「２００

「

を

|  |
| --- |
| ５００円 |

円」に、「３４０円」を「３６０円」に、

」

|  |
| --- |
| ５２０円 |

に、「７５０円」を「７８０円」に、「１，０００

「

」

円」を「１，０４０円」に、「１，５００円」を「１，５６０円」に、「２，０００円」を「２，０８０円」に、「３，５００円」を「３，６５０円」に、「５，０１０円」を「５，２１０円」に、「１０，０００円」を「１０，４００円」に改め、同表法第３２条第１項第３号に掲げる施設の項中「１４，８００円」を「１７，３００円」に改め、同表法第３２条第１項第４号に掲げる施設の項中「１６，７００円」を「１７，３００円」に改め、同表法第３２条第１項第５号に掲げる施設の項中「１１，７００円」を「１２，３００円」に、「７，０２０円」を「７，４００円」に、「１０，４００円」を「１１，０００円」に改め、同表法第３２条第１項第６号に掲げる施設の項中「２３０円」を「２４０円」に、「２３，４００円」を「２４，６００円」に改め、同表令第７条第１号に掲げる物件の項中「２３，４００円」を「２４，６００円」に、「１３，３００円」を「１３，９００円」に、「２３０円」を「２４０円」に、「２３４，０００円」を「２４６，７００円」に、「１１７，０００円」を「１２３，３００円」に改め、同表令第７条第２号に掲げる物件の項中「１６，７００円」を「１７，３００円」に改め、同表令第７条第４号に掲げる工事用施設および同条第５号に掲げる工事用材料の置場の項中「２３，４００円」を「２４，６００円」に、「８，６４０円」を「１０，３００円」に改め、同表令第７条第６号に掲げる仮設建築物および同条第７号に掲げる施設の項中「１６，７００円」を「１７，３００円」に改め、同表備考に次の１号を加える。

　９　占用の期間が１月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に、当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額および地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額とする。

　　　付　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、改正前の品川区道路占用料等徴収条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

　（説明）道路占用料の額を改定する必要がある。